

2 共済掛金額表(抜粋)

この金額以外は事務担当者に確認するか共済財団HPをご覧ください。

本 俸 額		掛金基準 給 与 額	掛金額	掛金額の内訳	
(円以上)	(円未満)			経営者	職 員
(円以上)	(円未満)		55/1000	29/1000	26/1000
179,000	181,000	180,000	9,900	5,220	4,680
181,000	183,000	182,000	10,010	5,278	4,732
183,000	185,000	184,000	10,120	5,336	4,784
185,000	187,000	186,000	10,230	5,394	4,836
187,000	189,000	188,000	10,340	5,452	4,888
189,000	191,000	190,000	10,450	5,510	4,940
191,000	193,000	192,000	10,560	5,568	4,992
193,000	195,000	194,000	10,670	5,626	5,044
195,000	197,000	196,000	10,780	5,684	5,096
197,000	199,000	198,000	10,890	5,742	5,148
199,000	201,000	200,000	11,000	5,800	5,200
201,000	203,000	202,000	11,110	5,858	5,252
203,000	205,000	204,000	11,220	5,916	5,304
205,000	207,000	206,000	11,330	5,974	5,356
207,000	209,000	208,000	11,440	6,032	5,408
209,000	211,000	210,000	11,550	6,090	5,460
211,000	213,000	212,000	11,660	6,148	5,512
213,000	215,000	214,000	11,770	6,206	5,564
215,000	217,000	216,000	11,880	6,264	5,616
217,000	219,000	218,000	11,990	6,322	5,668
219,000	221,000	220,000	12,100	6,380	5,720
221,000	223,000	222,000	12,210	6,438	5,772
223,000	225,000	224,000	12,320	6,496	5,824
225,000	227,000	226,000	12,430	6,554	5,876
227,000	229,000	228,000	12,540	6,612	5,928
229,000	231,000	230,000	12,650	6,670	5,980
231,000	233,000	232,000	12,760	6,728	6,032
233,000	235,000	234,000	12,870	6,786	6,084



ホームページ紹介



退職共済財団の詳細はホームページをご覧ください。

私たちの財団

検索



交通機関

- ① JR宇都宮駅から関東バス「清住町経由細谷車庫」行きの「戸祭」下車（乗車時間約25分）、徒歩約8分
- ② JR宇都宮駅から関東バス「西端田経由宝木団地」行きの「福祉プラザ」下車（乗車時間約25分）、すぐ
- ③ JR宇都宮駅から関東バス「山王団地」、「石那田」、「日光東照宮」行きの「長岡街道入口」下車（乗車時間約25分）、徒歩約5分
- ④ 東武宇都宮駅からは関東バス「東武駅前」から乗車、運行先及び下車場所は①・②と同じです。（乗車時間約20分）

自家用車

東北自動車道宇都宮インターから約15分、鹿沼インターから約20分



一般財団法人
栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
TEL 028-621-3445 FAX 028-621-3440 <http://www.tochi-kyousai.or.jp>

退職共済財団とは

栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団は、県内の民間社会福祉施設(保育所・児童福祉施設・高齢者施設・障がい者支援施設など)で働く職員の処遇向上と社会福祉事業の振興に寄与することを目的とした共済団体です。

事業主と職員が毎月掛金を拠出し、それを原資として退職金の給付を行います。お預かりした掛金は、信託銀行に委託し安全かつ有利な運用に努めています。

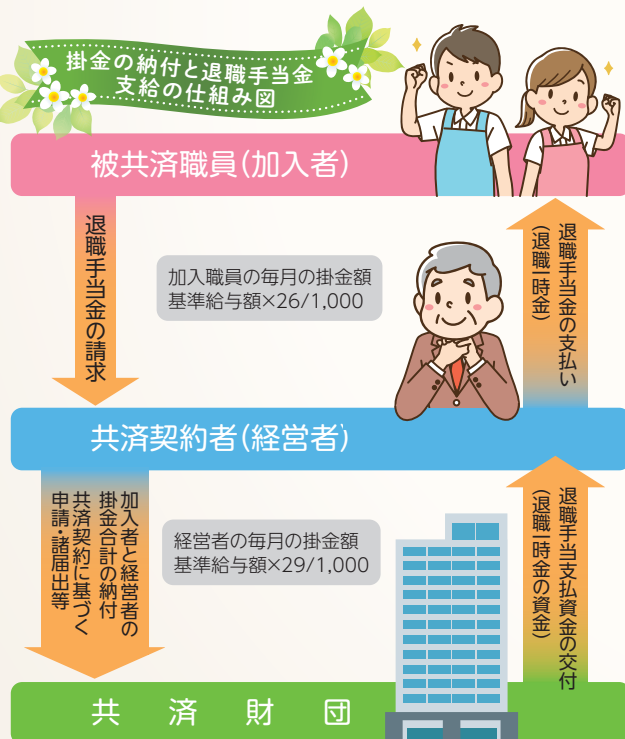
加入
対象者

加入数 **675施設 13,820名**

(2023年3月末現在)

栃木県内の民間社会福祉施設等で働く
有給従事者を対象としています。

掛金の納付と退職手当
支給の仕組み図



加入及び掛金に関するQ&A

- Q** パート職員ですが退職共済に加入できますか？
- A** 労働時間が正規職員の2/3以上の方は加入できます。
- Q** 加入するのに年齢制限はありますか？
- A** 加入時点で満65歳以上の方は加入できません。
- Q** 職員掛金はどのように納付するのですか？
- A** 本俸月額(通勤手当、役職手当等は除く)を掛金基準給与額(表②)にあてはめて掛金額を算定します。職員掛金は、毎月の給与から天引きされ共済契約者(経営者)経由で共済財団に納入されます。
- Q** 育休等で休職した場合でも、掛金は納めることになりますか？
- A** 育児や介護・病気による休職等で、給与の支払いを受けられない場合は「休職・育児休暇等届」により掛金の納入を一時中止することができます。但し、掛金納入中止期間は、退職手当金を計算する加入期間から除かれます。

退職手当金の計算方式

$$\text{退職手当金} = \text{① 加入期間に応じた支給率} \times \text{② 退職年度の掛金基準給与額}$$

退職手当金シミュレーション

試算条件 本俸180,000円で加入し、1年ごとに5,000円ずつ昇給していくことを想定します。

加入期間	本俸	職員掛金合計額	退職手当金
1年	180,000円	56,160円	56,160円
10年	225,000円	633,360円	1,009,090円
20年	275,000円	1,422,720円	3,251,280円
30年	325,000円	2,368,080円	6,813,400円

退職手当金について

- 加入期間が長期になるに従い支給率が高くなるため、退職手当給付額は増加します。(退職年度の本俸額が前年度を下回らないことが前提です。)
- 加入期間が1年6か月以上で、職員(加入者)が納付した掛金累計額より、退職手当給付額の方が多くなります。(加入期間1年6か月未満では、職員(加入者)が納付した掛金累計額を返戻します。)
- 退職手当金(一時金)の課税については、退職所得控除により税負担が軽減されます。

① 退職手当金支給率表

被共済職員 期間	支給率	被共済職員 期間	支給率	被共済職員 期間	支給率
1年	0.285	16	8.645	31	21.850
2	0.760	17	9.405	32	22.800
3	1.140	18	10.165	33	23.750
4	1.520	19	10.925	34	24.700
5	1.995	20	11.780	35	25.650
6	2.470	21	12.635	36	26.600
7	2.850	22	13.490	37	27.550
8	3.325	23	14.345	38	28.500
9	3.800	24	15.200	39	29.450
10	4.465	25	16.150	40	30.400
11	5.130	26	17.100	41	31.350
12	5.795	27	18.050	42	32.300
13	6.460	28	19.000	43	33.250
14	7.125	29	19.950	44	34.200
15	7.885	30	20.900	45年以上	35.150

※加入期間1年以上では6か月未満切り捨て、6か月以上切り上げになります。
(例) 3年5ヶ月→3年 3年6か月→4年)